

南極観測事業における国立極地研究所が担当する調査・観測によって得られた データ・サンプル取り扱いマニュアル

南極地域観測事業(以下「南極観測」といいます)において国立極地研究所が担当する調査、および観測によって得られたデータ・サンプル、およびその際に派生して取得されたもの(以下、「データ・サンプル」といいます)の取り扱いには以下の大原則が適用されます。

- ① データ・サンプルは原則として国立極地研究所に帰属します。
- ② 国立極地研究所はデータ・サンプルを保管し、公開する義務を負います。
- ③ 代表者はデータ・サンプルを提出し、成果を報告する義務を負います。
- ④ 代表者は公開猶予期間内にデータ・サンプルを優先的に使用できる権利があります。

南極域での観測によって得られたすべての科学的データは、南極条約の理念に沿って実行可能な最大限において、結果を交換し、自由に利用することができるようにすることが義務となっています。このため、国立極地研究所は、「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所データ・試資料の取り扱いに関する基本方針」のもとに、「南極地域観測事業により得られた調査観測データ・サンプルの取扱要項」を定め、データ・サンプルの保管・管理・公開を行います。

2018年11月8日暫定版

情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設極域環境データサイエンスセンター
(Polar Environment Data Science Center: PEDSC)

1. 対象のデータ・サンプルの範囲

原則として以下のデータ・サンプルが対象です。

- ・ 南極地域観測事業(「南極観測」)において国立極地研究所が担当する調査、および観測によって得られたデータ・サンプル
 - ・ データとは:南極観測で取得した、調査観測データ、画像(動画、静止画、写真を含む)、図面等の調査研究で得られた各種情報及びそれらを記録したもの、サンプルの分析データのことです。
 - ・ 「サンプル」とは、生物、堆積物、岩石、海水等の調査研究等で得られた標本のことです。
- * 研究目的の取得画像はデータ・サンプルに含まれますが、隊員持ち込みカメラで撮影した南極観測での日常生活の風景は対象外です。

2. データ・サンプルの提出先

原則として、データ・サンプルは情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設極域環境データサイエンスセンター(以下「PEDSC」といいます。)へ提出してください。

*ただし、法令で提出を義務づけられている場合やその他の国際的な取決めによる場合等には、PEDSCへ報告の上で、それぞれの法令や取決めで定められているデータの提出、公開等の手続等をしてください。

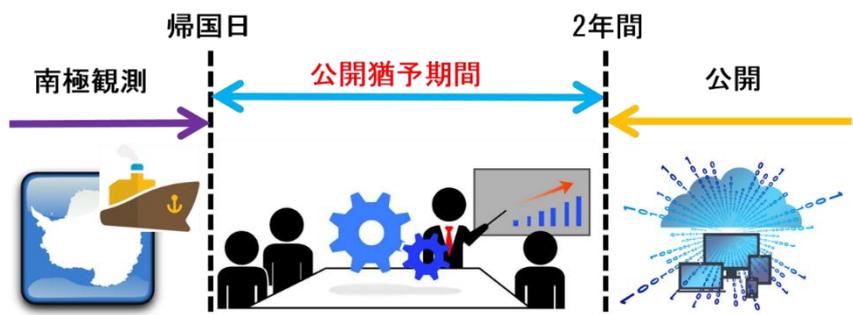
* 定常官庁が取得する観測データは、従来通り、担当の官庁のデータポリシーに基づいて公開することを原則とするため、本取り扱いの範囲外です。ただし、メタデータについては、南極観測で取得するデータの情報一元化の観点から、可能な限りご提出をお願いします。また、公開利用研究や継続的国内外共同観測等についても同様に取り扱い範囲外ですが、メタデータの提出については、ご協力をお願いします。実データについても公募要項等に従い、適切に公開してください。もちろん、PEDSCのデータベースで公開することも可能です。

3. 公開猶予期間とは

PEDSCは受領したデータ・サンプルを一定期間後、PEDSCの運営するウェブサイトで公開します。原則として、南極観測を担った観測隊の帰国日から公開されるまでの期間を「公開猶予期間」とします。公開猶予期間はデータ・サンプルを取得した研究観測およびモニタリング観測の代表者(以下、「代表者」といいます。)が優先的にそのデータ・サンプルを使用し、研究成果(論文など)を作成するために設けられています。

公開猶予期間中のデータの利用は代表者と代表者が許可した者のみ利用が可能です。

モニタリング観測データは、モニタリング観測の趣旨に鑑み、原則として公開猶予期間を設けていません。

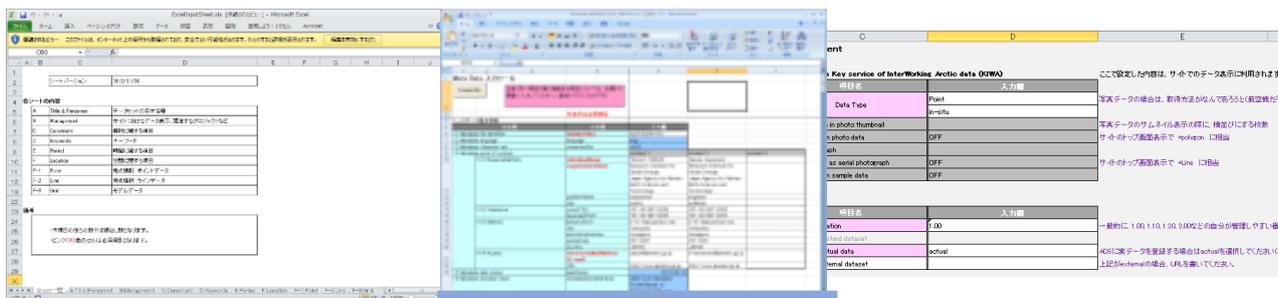


4. メタデータシート

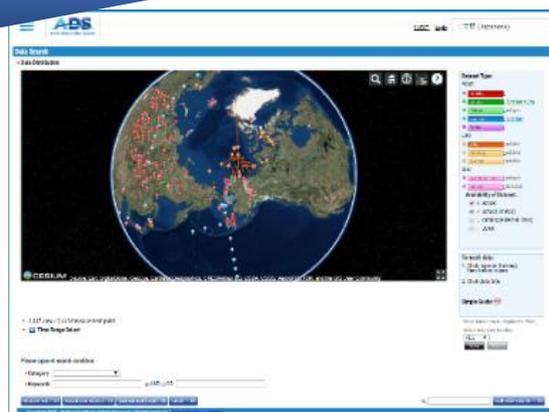
「メタデータ」とは、データを説明する付加的な情報のことです。データ・サンプルを取り扱う際に必要なメタデータを取りまとめるためのエクセルシートを「メタデータシート」といいます。

	帰国後
提出期限	1ヶ月
公開猶予期間	2ヶ月

- ① メタデータシートは南極観測開始前に **PEDSC の所定の Web サイト (<https://ads.nipr.ac.jp/antarctic>)**よりダウンロード可能です。南極観測で得られた全ての観測データ及び取得サンプルについての情報をメタデータシートに記入してください。
- ② データを取得した隊員は、代表者にメタデータシートを提出してください。
- ③ 代表者はメタデータシートを確認後、観測隊帰国日より1ヶ月以内に **PEDSC の所定のメールアドレス (ads-jare@nipr.ac.jp)**に提出してください。
- ④ メタデータシートの記載内容に基づき、原則として、観測隊帰国日の2ヶ月後にメタデータは公開されます。



シートの記載内容をもとに
メタデータを公開



所定の Web サイト (<https://ads.nipr.ac.jp/antarctic>) より公開

5. データ

南極観測で取得したデータを **PEDSC 所定の方法により、PEDSC に提出してください**。併せて、観測隊の帰国時の状態のデータ(低)については、メタデータシート提出期限までに、PEDSC に提出するか、PEDSC が推奨するサーバー(例: 極地研 Polaris など)に保管してください。

データの種類		提出期限※	公開猶予期限※
研究観測データ	高 (Quality Controlled)	公開可能なデータ	1年*
	低 (Pre-Controlled)	持ち帰った状態のデータ	1ヶ月
モニタリング観測データ		品質管理が終了次第	即時

※提出期限および公開猶予期限の基点は、原則として、データ・サンプルを取得した観測隊の帰国日とします。

* 分析データ等で特に時間を必要とする場合は別途定めます。

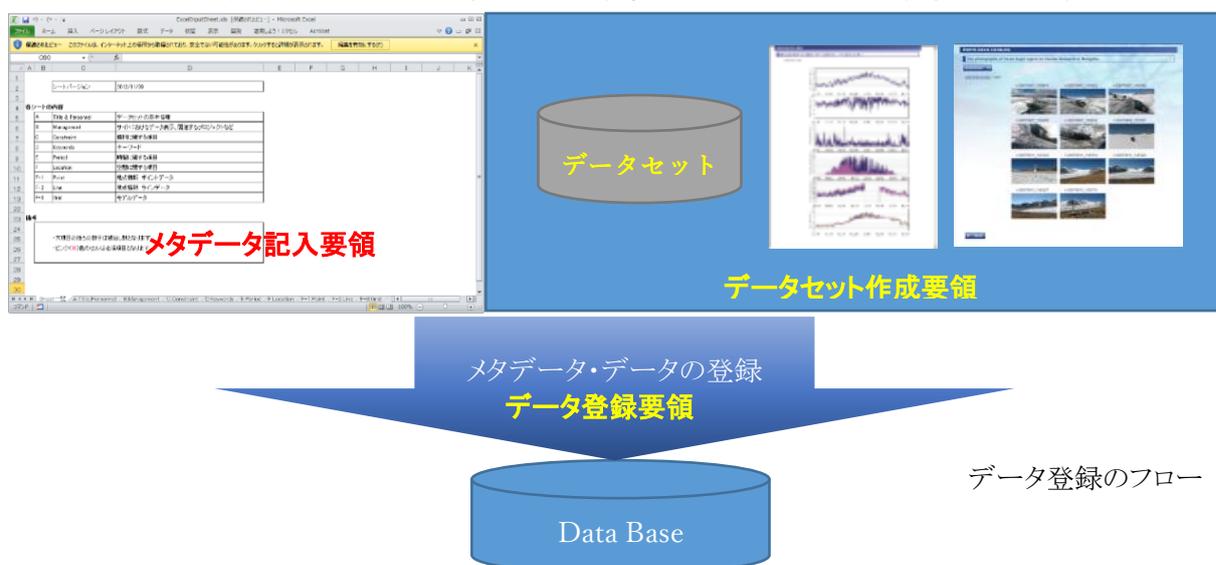
* 国際的な取り決めに基づく公開猶予期間がある場合等ここで定める公開猶予期間内に公開できない合理的な理由がある場合は、個別に公開猶予期間を定めます。

公開猶予期間内のデータの内部公開

公開猶予期間内のデータは PEDSC の所定の Web サイト(<https://ads.nipr.ac.jp/antarctic>)でメタデータともに内部公開されます。内部公開とは個人に割り振られた ID、PW によって利用が制限された領域内での公開です。

公開猶予期間後

データは PEDSC の所定の Web サイトで公開されます。原則的にオンラインにて提供されます。



PEDSC 所定のデータベースシステム

所定の Web サイト(<https://ads.nipr.ac.jp/antarctic>)より公開

6. サンプル・試・資料の取り扱い

サンプル・試・資料のメタデータに関しては、取得した地点情報等については、4. で提出していただいたメタデータシートに記載して下さい。

ただし、NIPR 岩石リポジトリ(NRR)に登録され公開される岩石試料については、NRR への登録を行っていたら、4. で指定したメタデータシートへの登録は必要ありません。その場合は、NRR 指定の登録シートにて、メタデータ登録期限と同じ1ヶ月以内に提出をお願いします。

サンプル(試料)の分析データ等で、作成までに特に時間を必要とする場合は別途定めるものとします。

NIPR 岩石リポジトリに登録された岩石試料については、下記のように資料一覧が公開されます。

<https://ads.nipr.ac.jp/nrr/>



シートの記載内容をもとに
資料一覧を公開

7. 問い合わせ窓口

お問い合わせは、情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設極域環境データサイエンスセンター南極観測データマネージメントグループまで、ご遠慮なくお寄せください。

窓口メールアドレス: pedsc-jare@nipr.ac.jp